

平成23年度（第8回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成23年11月9日（水）

## 第8回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成23年11月9日(水) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F B会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

第40号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他

出席委員

1番	赤埴満夫	2番	岩谷吉啓	3番	岡田嘉治	4番	尾鷲壽夫
6番	吉川きり子	7番	小山喜行	8番	坂田莞爾	9番	阪田洋好
10番	地當博巳	11番	芝崎憲年	12番	杉本正幸	13番	鈴木利朗
14番	竹田敏明	15番	角 是明	16番	中峰 聖	17番	中村省一
18番	西 謙讓	19番	西 豊	20番	東地寧司	21番	平崎茂樹
22番	吉井孝夫						

欠席者

5番 垣本 保

出席した職員

堀口・西野・白野

議 長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。  
(T P P 交渉参加問題に関する話をする)

ただいまから平成23年度第8回串本町農業委員会定例会を開催いたします。本日は欠席届の出ている委員はございません。本日の会議録署名委員は、10番の地當委員、11番の芝崎委員を指名いたします。会議に入る前にお願いがあります。発言の声が小さい方がおりますので、通常の話し声より少し大きめの声で発言していただきたいと思います。もう一つは、発言する前に、手を上げて自席番号を言っていただきたいと思います。それでは議案に入ります。議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 続きまして、現地調査報告をお願いします。

芝 崎 委 員 11番、芝崎です。

議 長 11番、芝崎委員。

芝 崎 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、ただいま事務局から趣旨説明がございました。また、現地調査報告がございましたが、これらについての質疑があれば伺います。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。本案は原案どおり承認する事に異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。次にまいります。議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 続きますので、現地調査報告をお願いします。

地當委員 10番、地當です。

議長 10番、地當委員。

地當委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。ございませんか。

なしの声。

議長 ないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数により、本案は承認可決されました。次にまいります。議案第40号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

芝崎委員 11番、芝崎です。

議長 11番、芝崎委員。

芝崎委員 (担当委員の現地調査説明等)。

議長 ありがとうございます。それでは、事務局からの提案理由の説明、並びに、現地調査報告に対する質疑があれば伺います、質疑のある方ござい

ませんか。

坂田委員 8番。

議長 8番、坂田委員。

坂田委員 2条申請ですけど、こんなん町内にいくらでもありますよね。県の諮問会議で問題にならないのでしょうか。4条でするのが普通かなって気がするんですけど。つい荒らしてるから2条でって、他の農業委員会も同じようにしてるのでしょうか。ちょっと会長に聞きたいと思います。

議長 はい。私が毎月出席している県の諮問会議では、4条・5条が主な議題であって、2条・3条については議題の中に入っていません。個々に尋ねる事は可能ですけど、その会議の中では知り得る事はできませんので、来月の機会にでも尋ねていきたいと思います。

坂田委員 最近2条で出てくる案件が多いですよ。農業委員が耕作放棄地の指摘していなかったって事で、つい置いてたから2条で2条でってね。2条は3人以上の委員が調査するので、十分検討されていると思いますが、あんまり2条が多いので、他の農業委員会に顔向け出来ないような気がしましてね。ほらっくっている所は、つい2条で通したっていいのか、そんな気がしましてね。きちんと現地調査をして検討しているので問題はなからうと思いますが、あまりに2条が多いと思ひましてね。

議長 事務局、何かコメントはありますか。

事務局 2条申請が多いという事ですが、坂田委員がおっしゃる通り非農地の確認は委員に確認していただいていますし、特に問題ないと思います。

議長 他にございませんか。

芝崎委員 はい。

議長 11番、芝崎委員。

芝崎委員 今坂田委員から2条申請の件数が多過ぎるという話があったんですが、

個人から、又は行政書士からの指導があるかもしれませんが、出された申請はどうしようもないと思います。

坂田委員　この案件に対しての事を言ってるんじゃなく、傾向としての話を言ってるんですよ。

芝崎委員　毎月の委員会で2条の申請が多い気はしますが、出されたら仕方ないですしね。

議長　事務局、何かございませんか。

事務局　芝崎委員がおっしゃったように、こういうふうな形で本人から申請が出された時に、それがどうなのか確認をしていくしかないと思います。

坂田委員　はい、分かりました。

西(謙)委員　はい。

議長　18番、西委員。

西(謙)委員　今の件なんですけど、農地法は現況主義でやっていくので申請が来たら認めざるを得ないところもあると思うんですけど、我々農業委員としては農地を守っていく、たまたま荒らしてしまったから農地と違うと簡単に判断するだけでなく、地域全体を見て「果たして非農地と認めていいのか」と考えるところか、あるいは農地に回復しようと思ったらできない事もない場合もあると思います。簡単に認めてしまったら、どんどん農地がなくなっていく気がします。その地域全体を勘察して判断していく必要があるのではないのでしょうか。

議長　遊休農地の調査を年一回しているんですけど、農地か非農地かの判断の基準は、重機を入れないと農地に回復できないのは非農地で、雑草が生い茂っていても重機なしで自分で耕せそうなのは農地と、あやふやではありますが、そういった線を引いています。調査する委員が個々に判断して調査してもらっています。ですから、非農地の証明は通常の調査と違い、1人多く、3人の委員で話し合いながら調査しています。それに任せていかないと、それ以上の事となると非常に難しくなってくると思います。も

ちろん18番の委員がおっしゃるように周囲の状況等も見ていますし、家族構成や年齢なんかも加味されてもいいんじゃないかという気がします。

西(謙)委員 雑木を生やしてしまったから簡単に非農地証明がもらえたら、極端に言うたら、わざと、遊休農地にして、雑木生やしてもて2条申請したら地目変更が簡単に出来るという事も、なきにしもあらずかなと思います。

議 長 事務局に聞きたいんですけど、非農地の証明ができるのは荒らしてしまってから何年ですか。

事 務 局 耕作しなくなってから20年以上経っているという決まりがあるので、わざと非農地にしたくて耕作を放棄しても、そこから20年待たなアカンので、非農地にする目的で耕作を放棄するっていう事は考えにくいと思います。

西(謙)委員 私が言うたのは、短期間ですっていう意味でなく、20年っていうスパンで考えても簡単にできていくって事です。

議 長 それも有り得ると思います。現実にそういうふうになっています。20年という年月が経過した場合に非農地と認めているというのも一つの方法である事も現実であります。

鈴 木 委 員 13番、鈴木です。

議 長 13番、鈴木委員。

鈴 木 委 員 非農地にするのは売る目的があるからでしょうね。持ち主に対しては文句言えないと思います。農地から外したら税金が高くなるのに、それでも外すのは売る目的だと思います。

議 長 そういうのが多いと思います。農地のままだったら税金が安いから何も目的がなかったら非農地にしないと思います。だいたいの申請はそういうのが前提にあるんだと思います。

西 豊 委 員 はい。

議 長 19番、西委員。

西豊委員 農地の自己管理できない人が多くなってきています。限界集落の状態の中で、自分でできないようになっていて、どうやって農地として維持管理していけるか教えてほしいです。

事務局長 時代の流れで高齢化もしていますし仕方ないように思います。

西豊委員 耕作している農地の隣で放置して荒れている土地の人に刈りあらけてもらえないか、年に一回でもいいからと頼んでもなかなかやってくれないです。そういう場合は法的な対策はあるんですか。

議 長 事務局。

事務局長 そういふのはありませんね。和歌山県では空き家の管理の条例を検討しているようです。串本町環境衛生課では、雑草で荒れた畑に隣接した民家の住民から相談があり、区長からも依頼があったので、持ち主を探して遠方にもお願いの文書を出したりしました。何軒かは費用を出すので草刈りの依頼をお願いしたという事でしたが、ほとんど返事がもらえていないところが多いです。

西(謙)委員 18番。

議 長 18番、西委員。

西(謙)委員 聞いた話ですが、県内のどこかの市で、荒らした畑の隣接地で耕作している人が「何とかして」と言うてもあらけてもらえない場合に、行政執行してあらけて、後で金をもらうってような条例みたいなのを作っているような事を聞いた事があります。串本町もやればやれると思うんですけどね。まあ、いろんな問題もあると思いますけどね。

事務局長 今は和歌山県が民家を対象にいろいろ考えているみたいなので、そういうのが出来てきたら、農地の草刈りなんかもそれに準じてやっていけると思うんですけど。今のところはまだ分からない状態です。



西豊委員 はい。

議長 19番、西委員。

西豊委員 他の市町村でも、農地の管理をきちんとするように指導するチラシみたいなのを入れていると聞いたんですけど、できたらそのくらいの事はやってもらえないかなと思います。

議長 事務局、広報に載せるとかはどうですか。

事務局長 そのくらいなら広報に載せられます。

西豊委員 それだけでも違ってくると思います。

議長 今回の議案となっている第40号に直接関係する質疑があれば伺います。

なしの声。

議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次にまいります。議案第41号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

芝崎委員 11番。

議長 11番、芝崎委員。

芝崎委員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明並びに現地調査報告に対する質疑等があれば伺います。質疑等ある方ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。お諮りをいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により、本案は原案どおり承認可決されました。以上で本日の議題は全て終わりました。次にその他の方に入ります。事務局お願いします。

(事務局より農業委員研修会の日程についての連絡)

(事務局より、配付している農地の形状変更の届出書コピーについて説明、意見交換)

(杉本委員の意見により、転用する農地には標識板を必ず立てるよう、事務局が許可証を交付する時に指導する事とする)

14時32分 定例会終了。